

平成29年度 補助金見直しチェックシート(教育課)

(1)補助内容

補助金等の名称	所管課名	財源別分類	性質別分類	事業の目的・概要(100文字以内)	事業開始年度	交付先	根拠規定等	法令による義務付け	国・県補助状況	交付先選定方法	平成29年度予算額					平成28年度決算額					補助率	上限額(千円)	H29当初積算根拠	直近の見直し	備考	(2)近隣市町の状況(H27決算ベース)								
											事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源	事業費	国支出金	県支出金	その他	一般財源						市町名1	金額(千円)1	備考1	市町名2	金額(千円)2	備考2	市町名3	金額(千円)3	備考3
昂学園友の会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	昂学園高校の教育活動の支援、大台町との連携を目的に、地場産産体験や交流授業の講師謝礼等を補助する。	不明(合併以前)	昂学園友の会	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	600	0	0	0	600	700	0	0	0	700	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し		多気町	0	明和町	0	大紀町	0			
昂学園高等学校クラブ後援会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	昂学園高校のクラブ活動を支援することを目的に、対外試合のバス代等を補助する。	不明(合併以前)	昂学園高等学校クラブ後援会	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	75	0	0	0	75	75	0	0	0	75	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し		多気町	0	明和町	0	大紀町	0			
修学旅行引率費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	修学旅行の引率教員に対し、果費旅費で負担できない経費(添乗員経費、保険料、取扱い手数料など)について補助金を交付する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	32	0	0	0	32	14	0	0	0	14	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	2,000円×16人	無し		多気町	0	一般会計に予算計上	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	16	上限5,000円
社会見学引率費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	社会見学の引率教員に対し、果費旅費で負担できない経費(添乗員経費、保険料、取扱い手数料など)や学習支援員の旅費等について補助金を交付する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	55	0	0	0	55	30	0	0	0	30	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	500円×53人+2,800円×8人+3,000円×2人	無し		多気町	0	一般会計に予算計上	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	29	上限1,000円
修学旅行費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	児童の修学旅行について、保護者の負担軽減を目的として、入館料、体験料、バス代等の一部を補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	402	0	0	0	402	441	0	0	0	441	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	6,000	6,000円×(63人+4人)	無し		多気町	0	明和町	0	大紀町	523	上限9,000円		
社会見学費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	児童の社会見学について、保護者の負担軽減を目的として、入館料、体験料、バス代等の一部を補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	359	0	0	0	359	275	0	0	0	275	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	1,000	1,000円×(355人+4人)	無し		多気町	0	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	632	上限2,000円	
卒業アルバム費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	卒業アルバムを制作するにあたり、保護者の負担軽減を目的とし、経費の一部を補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	134	0	0	0	134	154	0	0	0	154	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	2,000	2,000円×(63人+4人)	無し	1冊当たり約7,500円	多気町	0	明和町	0	大紀町	0			
総合学習活動補助金	教育課	単独補助	事業費補助	自ら課題を見つけ、学び、考え、よりよく解決する資質や能力を育てる総合学習(林業体験、農業体験等)に係る講師謝礼等の経費を補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	615	0	0	0	615	615	0	0	0	615	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し		多気町	1,443	特色ある学校づくり推進事業補助金	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	240	1校60,000円×4校
自然体験・校外活動事業補助金	教育課	単独補助	事業費補助	大台町の豊かな自然に触れ、郷土愛を育むことを目的に、体験学習の講師謝礼等を補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	200	0	0	0	200	52	0	0	0	52	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し		多気町	1,444	特色ある学校づくり推進事業補助金	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	0	委託料として計上

遠距離通学児童等通学費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	特別支援学級に在籍する児童で、通学が困難な者に対し、保護者が送迎する交通費を補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	222	0	0	0	222	172	0	0	0	172	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	(9km+5km+10km+12km)×30円×205日	無し	多気町	26	明和町	0	大紀町	0		
特別支援学級児童活動補助金	教育課	単独補助	事業費補助	特別支援学級に在籍する児童の自立訓練、生活訓練に係る作品制作費用、調理実習材料などの経費について補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	220	0	0	0	220	210	0	0	0	210	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	10,000円×22人	無し	多気町	0	明和町	240	大紀町	0	一般会計に予算計上	
教職員研修補助金	教育課	単独補助	事業費補助	教職員の資質向上を目的に、研修会の講師謝礼や書籍購入などに補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	120	0	0	0	120	120	0	0	0	120	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	1校30,000円×4校	無し	多気町	0	特色ある学校づくり推進事業補助金	明和町	0	大紀町	0	
産地米購入補助金	教育課	単独補助	事業費補助	地元産のお米を使った学校給食を実施するために経費の差額分を補助する。(購入価格と学校給食会の米の価格を比較した結果の差額分)	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	311	0	0	0	311	62	0	0	0	62	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	15円×2,000kg+117円×2,400kg	無し	多気町	0	明和町	0	大紀町	0		
給食保存補助金	教育課	単独補助	事業費補助	学校給食法の規定により給食の保存食が必要となり、その経費について保護者の負担軽減のために補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	339	0	0	0	339	339	0	0	0	339	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	3,900円×2食×11か月×3校+3,700円×2食×11か月	無し	多気町	0	明和町	1,083	大紀町	0		
セレクト給食補助金	教育課	単独補助	事業費補助	食品の選択を取り入れることで給食の内容に関心を持ち、楽しく食を学べるように材料代の経費を補助する。	不明(合併以前)	小学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	810	0	0	0	810	406	0	0	0	406	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	1,000円×(401人+4名)×2回	無し	多気町	0	明和町	0	大紀町	0		
修学旅行引率費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	修学旅行の引率教員に対し、県費旅費で負担できない経費(添乗員経費、保険料、取扱い手数料など)について補助金を交付する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	286	0	0	0	286	115	0	0	0	115	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	大台中10,000円×7人宮中13,549円×5人、74,059×2人	無し	多気町	108	校外活動補助金	明和町	一般会計0に予算計上	大紀町	113	上限12,000円
社会見学引率費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	社会見学の引率教員に対し、県費旅費で負担できない経費(添乗員経費、保険料、取扱い手数料など)や学習支援員の旅費等について補助金を交付する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	44	0	0	0	44	26	0	0	0	26	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	1,000円×28人+4,000円×4人	無し	多気町	109	校外活動補助金	明和町	一般会計0に予算計上	大紀町	17	上限1,000円
修学旅行費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	生徒の修学旅行について、保護者の負担軽減を目的として、入館料、体験料、バス代等の一部を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	1,360	0	0	0	1,360	1,191	0	0	0	1,191	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	16,000	16,000円×(83人+2人)	無し	多気町	0	明和町	0	大紀町	1,575	上限21,000円	

社会見学費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	生徒の社会見学について、保護者の負担軽減を目的として、入館料、体験料、バス代等の一部を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	281	0	0	0	281	215	0	0	0	215	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	1,300	1,300円×213人+3人)	無し	多気町	0	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	588	上限3,000円	
卒業アルバム費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	卒業アルバムを制作するにあたり、保護者の負担軽減を目的とし、経費の一部を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	170	0	0	0	170	152	0	0	0	152	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	2,000	2,000円×(83+2人)	無し	1冊当たり13,500円	多気町	0	明和町	0	大紀町	0		
総合学習活動補助金	教育課	単独補助	事業費補助	自ら課題を見つけ、学び、考え、よりよく解決する資質や能力を育てる総合学習(林業体験、農業体験等)に係る講師謝礼等の経費を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	230	0	0	0	230	230	0	0	0	230	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	993	特色ある学校づくり推進事業補助金	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	120	1校60,000円×2校
自然体験・校外活動事業補助金	教育課	単独補助	事業費補助	大台町の豊かな自然に触れ、郷土愛を育むことを目的に、体験学習の講師謝礼等を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	370	0	0	0	370	334	0	0	0	334	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	993	特色ある学校づくり推進事業補助金	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	0	委託料として計上
遠距離通学児童等通学費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	特別支援学級に在籍する生徒で、通学が困難な者に対し、保護者が送迎する交通費を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	32	0	0	0	32	24	0	0	0	24	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	2.5km×2往復×30円×207日	無し	多気町	0	明和町	0	大紀町	0			
教職員研修補助金	教育課	単独補助	事業費補助	教職員の資質向上を目的に、研修会の講師謝礼や書籍購入などに補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	60	0	0	0	60	38	0	0	0	38	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	30,000円×2校	無し	多気町	0	特色ある学校づくり推進事業補助金	明和町	0	大紀町	0		
通学用自転車購入補助金	教育課	単独補助	事業費補助	宮川中学校自転車通学の生徒(2km以上5km未満)に対し、自転車の購入代の一部を補助する。	不明(合併以前)	個人	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	48	0	0	0	48	32	0	0	0	32	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	8,000円	8,000円×6人	無し	多気町	0	明和町	0	大紀町	0			
部活動運営費補助金	教育課	単独補助	事業費補助	部活動を運営していくための道具、ユニホームなどを補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	880	0	0	0	880	880	0	0	0	880	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	805	明和町	198	外部指導者経費	大紀町	560	1クラブ40,000円	
職業体験学習補助金	教育課	単独補助	事業費補助	職業体験を通して、働くことの意義と自分の生き方を考えることを目的に、講師への謝礼やタクシー代等を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	100	0	0	0	100	100	0	0	0	100	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	200	明和町	0	一般会計に予算計上	大紀町	0		

文化活動助成金	教育課	単独補助	事業費補助	演劇、展示などの表現活動を通して、文化的資質を育むことを目的に、演奏経費(楽器運搬料等)や展示の消耗品等を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	300	0	0	0	0	300	300	0	0	0	300	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	150,000円×2校	無し	多気町	0	一般会計に予算計上	明和町	0	大紀町	0		
中体連東海大会選手派遣補助金	教育課	単独補助	事業費補助	中体連の結果、東海大会出場を決めた選手の派遣費として、宿泊費、大会参加費等を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	100	0	0	0	0	100	150	0	0	0	150	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	0	生徒派遣費に含まれる	明和町	0	生徒派遣費に含まれる	大紀町	0	
生徒派遣費	教育課	単独補助	事業費補助	中体連や協会の大会に参加するため、バス代等を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	1,581	0	0	0	0	1,581	1,339	0	0	0	1,339	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	2,425		明和町	4,643	大紀町	2,895	一般会計に予算計上	
特別支援学級生徒活動補助金	教育課	単独補助	事業費補助	特別支援学級に在籍する児童の自立訓練、生活訓練に係る作品制作費用、調理実習材料などの経費について補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	110	0	0	0	0	110	90	0	0	0	90	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	10,000円×11人	無し	多気町	0	一般会計に予算計上	明和町	0	大紀町	0	一般会計に予算計上	
産地米購入補助金	教育課	単独補助	事業費補助	地元産のお米を使った学校給食を実施するために経費の差額分を補助する。(購入価格と学校給食会の米の価格を比較した結果の差額分)	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	238	0	0	0	0	238	48	0	0	0	48	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	15円×1,870kg+117円×1,790kg	無し	多気町	0		明和町	0	大紀町	0		
給食保存補助金	教育課	単独補助	事業費補助	学校給食法の規定により給食の保存食が必要となり、その経費について保護者の負担軽減のために補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	198	0	0	0	0	198	198	0	0	0	198	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	4,500円×2食×11か月×2校	無し	多気町	0		明和町	1,193	大紀町	0		
セレクト給食補助金	教育課	単独補助	事業費補助	食品の選択を取り入れることで給食の内容に関心を持ち、楽しく食を学べるように材料代の経費を補助する。	不明(合併以前)	中学校	大台町学校補助金交付要綱	無	町単独	非公募	557	0	0	0	0	557	270	0	0	0	270	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	1,200円×(230人+2名)×2回	無し	多気町	0		明和町	0	大紀町	0		
町文化協会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	文化活動を振興し文化の香り高い町づくりに貢献することを目的として活動する団体に対して交付する補助金	不明(合併以前)	大台町文化協会	大台町文化協会補助金交付要綱	無	町単独	非公募	1,000	0	0	1,000	0	1,200	0	0	0	1,000	200	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	800		明和町	0	大紀町	2,300		
女性サークル補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	女性の個性及び能力を活かすとともに、地域福祉の推進を図ることを目的として活動する町内の女性サークルに対し交付する補助金	不明(合併以前)	大台町女性サークル	予算措置のみ	無	町単独	非公募	250	0	0	0	0	250	276	0	0	0	276	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	無し	多気町	110	多気町女性団体体育成補助金	明和町	0	大紀町	1,000		

町PTA連合会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	町内のPTA連合会の活動を支援・推進するための補助金	不明(合併以前)	大台町PTA連合会補助金	予算措置のみ	無	町単独	非公募	70	0	0	0	0	70	94	0	0	0	94	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	80	明和町	0	大紀町	0			
上三瀬史跡保存会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	三重県指定の史跡である上三瀬史跡(北畠具教三瀬館跡)を歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るための補助金。	不明(合併以前)	上三瀬史跡保存会補助金	予算措置のみ	無	町単独	非公募	168	0	0	0	0	168	168	0	0	0	168	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	100	多気町郷土芸能保存会	明和町	80	郷土文化を守る会 団体活動補助金	大紀町	250	※町指定文化財保護補助金
三瀬岩跡保存会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	三重県指定の史跡である三瀬岩跡を歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るための補助金	不明(合併以前)	三瀬岩跡保存会補助金	予算措置のみ	無	町単独	非公募	80	0	0	0	0	80	80	0	0	0	80	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	50 × 7団体	五桂かんこ踊り保存会 他	明和町	80	郷土文化を守る会 団体活動補助金	大紀町	250	※町指定文化財保護補助金
出張遺跡保存会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	町指定の史跡である出張遺跡を歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るための補助金	不明(合併以前)	出張遺跡保存会補助金	予算措置のみ	無	町単独	非公募	20	0	0	0	0	20	20	0	0	0	20	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町			明和町	80	郷土文化を守る会 団体活動補助金	大紀町	250	※町指定文化財保護補助金
町青少年健全育成推進協議会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	青少年問題のもつ重要性にかんがみ広く町民の総意を結集し、国・県・町の施策に呼応し青少年の健全な成長をはかることを目的に活動する団体への補助金	不明(合併以前)	大台町青少年健全育成推進協議会	予算措置のみ	無	町単独	非公募	940	0	0	0	0	940	940	0	0	0	940	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	1,600	明和町	400	大紀町	1,000			
町人権教育研究協議会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	あらゆる人権に係る課題の克服につなげていく教育について幅広い研究と実践を行い活動する団体に対する補助金	不明(合併以前)	大台町人権教育研究協議会	予算措置のみ	無	町単独	非公募	383	0	0	0	0	383	383	0	0	0	383	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	850	明和町	150	町人権センター有	大紀町	750		
フィールドミュージアム推進事業補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	自然豊かな大杉谷地域を活用した自然環境の保護・活用の普及徹底及び環境にやさしい町づくりを資すること。さらに都市との交流と併せ地域の活性化に資することを目的とする活動団体に対する補助金	平成13年度	NPO法人大杉谷自然学校	予算措置のみ	無	町単独	非公募	5,400	0	0	490	4,910	6,000	0	0	580	5,420	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	0	明和町	0	大紀町	0				
町体育協会補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	町民のスポーツの振興と競技力向上に向け取り組んでいる大台町体育協会に対し、予算の範囲内において補助金を交付する	不明(合併以前)	大台町体育協会	予算措置のみ	無	町単独	非公募	3,532	0	0	0	3,532	3,532	0	0	0	3,532	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	6,000	多気町スポーツ協会に対する補助	明和町	1,200	大紀町	935			
スポーツ少年団補助金	教育課	単独補助	団体運営補助	少年の心と体の健全な発達のために向け活動している大台町スポーツ少年団に対し、補助を行う。	不明(合併以前)	大台町スポーツ少年団	予算措置のみ	無	町単独	非公募	416	0	0	0	416	416	0	0	0	416	補助金の額は、予算の範囲内で町長が定める額。	-	実績等の勘案による	多気町	6,000	多気町スポーツ協会に対する補助	明和町	1,150	大紀町	1,896			

全国市町村交流レガッタ参加補助金	教育課	単独補助	事業費補助	全国交流レガッタに大台町代表として参加するクルーに対し、参加経費を補助する。	不明(合併以前)	参加チーム	予算措置のみ	無	町単独	公募	1,303	0	0	0	1,303	1,001	0	0	0	1,001	10/10	実績等の勘案による			多気町	0		明和町	0		大紀町	0	
地区プール整備補助金	教育課	単独補助	事業費補助	各地区プールの修繕・改修を行う場合、その経費の一部を補助する。	不明(合併以前)	区	大台町地区プール施設等整備事業費補助金交付要綱	無	町単独	公募	667	0	0	0	667	57	0	0	0	57	事業費の2/3	実績等の勘案による			多気町	0		明和町	441		大紀町	0	
全国大会等出場助成金	教育課	単独補助	事業費補助	全国大会等に出場する選手に対し、補助金を交付する	不明(合併以前)	全国大会等出場選手	大台町全国大会等出場補助金交付要綱	無	町単独	公募	150	0	0	0	150	160	0	0	0	160	10/10	30	実績等の勘案による			多気町	180		明和町	1,000		大紀町	110

(3)補助金見直しの基本的な視点に関する評価				(4)補助金見直しの新たな視点に関する評価												(5)今後の方向性及び内容								
公益性		公平性・透明性		行政関与の必要性		補助の効果		妥当性		補助額・率は適正であるか		団体運営補助でない		補助金としての支出が適正である		補助交付先の選定方法が適切である		補助交付先の財政状況を把握し勘案している		再補助は実施していない		合計ポイント	方向性	具体的な内容(時期や規模等)
評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明	評価	評価の理由・説明			
2	地域振興の充実をはかる上で必要不可欠なものであるが、補助金の公益性はやや低い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、補助金に関する書類等が、適切に処理され保管されている。	2	高等学校の活性化、地域振興を図るためにも行政が補助していく必要がある。	2	昇学園高校の活動の充実につながっているが、補助事業の効果を客観的に示すことはできない。	1	補助金額・率ともに明確な基準がなく見直しの余地がある。補助対象経費内に不適切なものは含まれていないものも他市町へ通学する学生と比較して均等を欠いている。	5	補助率が1/2以下である。	0	団体運営補助であり、合理的理由もない。	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	0	該当せず合理的理由もない。	5	会費も徴収しており努力の面が見られる。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
2	地域振興の充実をはかる上で必要不可欠なものであるが、補助金の公益性はやや低い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、補助金に関する書類等が、適切に処理され保管されている。	2	高等学校の活性化、地域振興を図るためにも行政が補助していく必要がある。	2	昇学園高校のクラブ活動の充実につながっているが、補助事業の効果を客観的に示すことはできない。	1	補助金額・率ともに明確な基準がなく見直しの余地がある。補助対象経費内に不適切なものは含まれていないものも他市町へ通学する学生と比較して均等を欠いている。	5	補助率が1/2以下である。	0	団体運営補助である。	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	0	該当せず合理的理由もない。	5	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
3	児童の修学旅行を安全安心に実施するために必要不可欠なもので、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	教職員負担の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	引率体制をしっかりとすることにより、安全安心な修学旅行を実施できているが補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	3	不適切であるが合理的理由がある。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	40	■継続	
3	児童の社会見学を安全安心に実施するために必要不可欠なもので、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	教職員負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	引率体制をしっかりとすることにより、安全安心な社会見学を実施できているが補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	3	不適切であるが合理的理由がある。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	40	■継続	
3	児童の修学旅行を実施するにあたり、保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	保護者負担を軽減することにより、修学旅行に参加できているが補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	3	不適切であるが合理的理由がある。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	40	■継続	
3	児童の社会見学を実施するにあたり、保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	保護者負担を軽減することにより、社会見学に参加できているが、補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	3	不適切であるが合理的理由がある。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	40	■継続	
3	卒業アルバム制作にかかる保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	2	保護者負担を軽減することにより、卒業アルバムの制作ができている。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	3	不適切であるが合理的理由がある。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	41	■継続	
3	児童の総合学習を行っていく上で、必要であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	あらゆる体験活動を実施することで生きる力への醸成へとつながっていく。そのため、行政が補助していく必要がある。	2	あらゆる体験活動が実施できており、児童の成長につながっているものも事業の効果を客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
3	児童の自然体験、校外活動を行っていく上で、必要であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	大台町の自然豊かな地域を体験し、地域へ残りたいと思える児童を増やしていくためにも行政が補助していく必要がある。	2	大台町の自然を生かした体験活動をすることにより、町の素晴らしさを伝える学習につながっているものの客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	

3	特別支援学級在籍児童について、保護者が学校へ送迎するための補助金であり、公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	特別支援学級在籍の児童で、バス等で通学できない家庭への負担の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	2	保護者への負担軽減につながるが、客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続
4	特別支援学級在籍児童の活動を行っていく上で必要であり、公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	特別支援学級在籍児童があらゆる体験をし、生きていく力を身につけていくためにも行政が補助していく必要がある。	2	特別支援学級在籍児童の成長につながるが、客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	3	特別支援学級在籍児童への補助であり、公募は馴染まないため	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	0	再補助である。	31	■継続
3	教職員の資質向上は、児童の成長のためにも必要であり、公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	様々な環境で育つ児童に生きる力を付けていくためにも教職員研修は必要であり、行政が補助していく必要がある。	2	教職員の資質の向上につながるが、客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	32	■継続
3	学校給食に地元産のお米を使うために必要なものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	地元産の米を使った学校給食を実施するためにも行政が補助していく必要がある。	3	地元産のお米を使った給食の実施ができているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	給食費として保護者負担がある。	5	再補助は実施していない。	32	■継続
3	食中毒対応のために給食保存は必要不可欠であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	食中毒対応のために行政が補助していく必要がある。	3	食中毒に対応するための保存ができている。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	32	■継続
3	食の大切さを学習する上で必要なものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	食への関心を高めるためにも行政が補助していく必要がある。	3	食に対する関心を高める給食の実施ができている。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	給食費として保護者負担がある。	5	再補助は実施していない。	32	■継続
3	児童の修学旅行を実施するにあたり、保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	保護者負担を軽減することにより、修学旅行に参加できているが補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	42	■継続
3	児童の社会見学を実施するにあたり、保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	保護者負担を軽減することにより、社会見学に参加できているが補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	42	■継続
3	児童の修学旅行を実施するにあたり、保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	保護者負担を軽減することにより、修学旅行に参加できているが補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	42	■継続

3	児童の社会見学を実施するにあたり、保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	1	保護者負担を軽減することにより、社会見学に参加できているが、補助の効果を明確に表すことはできない。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	42	■継続	
3	卒業アルバム制作にかかる保護者負担を軽減するものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	保護者負担額の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	2	保護者負担を軽減することにより、卒業アルバムの制作ができていく。	5	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	5	補助率が1/2以下である。	5	団体運営補助でない	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	保護者負担額を徴収している。	5	再補助は実施していない。	43	■継続	
3	児童の総合学習を行っていく上で、必要であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	あらゆる体験活動を実施することで生きる力への醸成へとつながっていく。そのため、行政が補助していく必要がある。	2	あらゆる体験活動が実施できていることにより、児童の成長につながるもの客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
3	児童の自然体験、校外活動を行っていく上で、必要であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	大台町の自然豊かな地域を体験し、地域へ残りたいと思える児童を増やしていくために行政が補助していく必要がある。	2	大台町の自然を生かした体験活動をする事により、町の素晴らしさを伝える学習につながるもの客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
3	特別支援学級在籍児童について、保護者が学校へ送迎するための補助金であり、公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	特別支援学級在籍の児童で、バス等で通学できない家庭への負担の軽減を考慮し、行政が補助していく必要がある。	2	保護者への負担軽減につながることは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
3	教職員の資質向上は、児童の成長のためにも必要であり、公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	様々な環境で育つ児童に生きる力をつけていくためにも教職員研修は必要であり、行政が補助していく必要がある。	2	教職員の資質の向上につながることは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
2	宮川中学校区のみ個人への補助金であり、公益性はやや低い。	2	補助要綱にて交付先は明確となっており、中学校間での公平性が保たない。	2	当町の情勢などを勘案し、公益上行政が補助する必要がある。	1	効果を客観的に示すことができない。	3	当町の情勢などを勘案すると、妥当である。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	0	補助交付先が個人で、財政状況の把握が困難であるが、社会通念上、当該事業にかかる経費が著しく大きな負担となっていると考えられるため。	5	再補助は実施していない。	28	■見直し	1中学校のみの補助金のため、地域間に不公平があるものの、過去の経緯等を勘案し、慎重に見直していく。
3	部活動を運営していく上で必要不可欠であり、補助金の公益性は高い。	3	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	部活動を通じて体力の向上等を図っていくためにも必要であり、行政が補助していく必要がある。	2	生徒の体力向上への支援としてつながっているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
3	職業体験を実施する上で必要不可欠であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	進路を考える上で必要であり、行政が補助していく必要がある。	2	進路を見据えた職業体験が実施できているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	

3	文化活動を実施する上で必要不可欠であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	文化活動への関心を高めるためにも行政が補助していく必要がある。	2	文化への関心を高める取組へとつながっているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
3	東海大会への選手派遣への補助金であり、公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	東海大会へ出場する選手への派遣であり、保護者負担軽減のためにも行政が補助していく必要がある。	2	東海大会へ出場する生徒への費用の軽減につながっているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	5	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	33	■継続	
3	部活動の大会、練習試合等に出場するために必要であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	部活動の大会、練習試合等に出場するためにも必要であり、保護者負担軽減のためにも行政が補助していく必要がある。	2	大会、練習試合等に参加することによって、生徒の意欲向上等につながっているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続	
3	特別支援学級在籍児童の活動を行う上で必要であり、公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	特別支援学級在籍生徒があらゆる体験をし、生きていく力を身につけていくためにも行政が補助していく必要がある。	2	特別支援学級在籍児童の成長につながるが、客観的に示すことは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
3	学校給食に地元産のお米を使うために必要なものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	地元産のお米を使った学校給食を実施するためにも行政が補助していく必要がある。	3	地元産のお米を使った給食の実施が客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	給食費として保護者負担がある。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
3	食中毒対応のために給食保存が必要不可欠であり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	食中毒対応のためにも行政が補助していく必要がある。	3	食中毒に対応するための保存ができていない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
3	食の大切さを学習する上で必要なものであり、補助金の公益性は高い。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	食への関心を高めるためにも行政が補助していく必要がある。	3	食に対する関心を高める給食の実施ができていない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が1/2以上である。	5	団体運営補助でない。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	給食費として保護者負担がある。	5	再補助は実施していない。	32	■継続	
3	文化活動を振興し文化の香り高い町づくりに貢献することを目的に活動を行っている。会員のみならす全町民が参加することができる企画となっており、補助金の公益性は妥当である。	4	補助要綱にて交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	生涯学習フェスティバル等をはじめ行政関与の必要性は高い。	2	補助金の交付により、町の香り高い文化づくりに貢献できているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	3	補助率が1/2以下である。	0	団体運営補助である。	3	人材等の不足により、町が直接執行することが不効率である。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	5	参加者からある程度の参加費も徴収しており努力の面が見られる。	5	再補助は実施していない。	34	■継続	
2	女性サークルの活動に対する補助金である。資源ごみの回収など町への貢献も見られるが公益性は低い。	2	交付先が特定団体に固定されている。	3	行政が補助する必要がある事業が少ない。	2	補助事業の効果が発揮されていることを数字等で客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なものは含まれていない。	0	補助率が10/10となっており、合理的な理由もない。	0	団体運営補助である。	0	直接執行への切り替えが可能であると思われる。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	剰余金や自主財源はない。	0	再補助の実施あり。	18	■見直し	交付先団体の決算内容、事業内容を精査の上、補助対象事業を限定し、補助率を見直す。または廃止とする。

3	町内PTA相互の連絡提携により児童生徒の福祉及び民主教育の確立を目的としており公益性としては妥当だが対象が限られる。	3	交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	3	町内PTA相互の連絡提携により児童生徒の福祉及び民主教育の確立を目的としており行政関与の必要性はある。	2	町内PTA相互の連絡提携により児童生徒の福祉及び民主教育が図られているが客観的に示すことができない。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なもの含まれていない。	3	補助率が1/2以下である。	0	団体運営補助である。	3	委託業務とする場合、候補先が1者となることが確実で、公的な積算基準がない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金はないが、自主財源はある。	5	再補助は実施していない。	31	■継続		
3	三重県指定の史跡である上三瀬史跡(北畠具教三瀬館跡)を歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るための補助金である。公益性は妥当。	3	交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るため必要である。	3	歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全が図られている。	4	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なもの含まれていない。	0	町民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額であるが、全額補助である。	0	団体運営補助である。	3	委託業務とする場合、候補先が1者となることが確実で、公的な積算基準がない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	5	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	33	■継続		
3	三重県指定の史跡である三瀬岩跡を歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るための補助金である。公益性は妥当。	3	交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るため必要である。	3	歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全が図られている。	4	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なもの含まれていない。	0	町民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額であるが、全額補助である。	0	団体運営補助である。	3	委託業務とする場合、候補先が1者となることが確実で、公的な積算基準がない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まないため。	5	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	33	■継続		
3	町指定の史跡である出張遺跡を歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るための補助金である。公益性は妥当。	3	交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全を図るため必要である。	3	歴史的財産として、定期的な清掃・整備・保全が図られている。	4	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なもの含まれていない。	0	町民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額であるが、全額補助である。	0	団体運営補助である。	3	委託業務とする場合、候補先が1者となることが確実で、公的な積算基準がない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まないため。	5	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	33	■継続		
3	国・県・町の施策に呼应し青少年の健全な成長をはかる上で必要不可欠なもので、補助金の公益性は妥当。	3	交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	4	青少年問題のもつ重要性にかんがみ広く町民の総意を結集し、国・県・町の施策に呼应し青少年の健全な成長をはかることを目的としているため行政関与の必要性は高い。	4	青少年の非行防止や青少年育成等が図られているが客観的に示すことができない。	4	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なもの含まれていない。	0	町民の理解を得られる適切かつ妥当な補助金額であるが、補助金額が1/2以上である。	0	団体運営補助である。	3	委託業務とする場合、候補先が1者となることが確実で、公的な積算基準がない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	5	余剰金や自主財源はない。	3	再補助の実施あり。但し、地区活動費としての経費である。	32	■継続		
3	人権教育の推進をはかる上で必要不可欠なもので、補助金の公益性は高い。	5	交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	5	あらゆる人権問題に対応して、人権教育を推進していくことを目的としているため、行政関与の必要性は高い。	2	あらゆる人権教育の推進が図られているが客観的に示すことができない。	4	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なもの含まれていない。	0	補助金額が1/2以上である。	0	団体運営補助である。	3	委託業務とする場合、候補先が1者となることが確実で、公的な積算基準がない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	5	会費を徴収し、自主財源を確保した上で、必要な額の補助をしている。	5	再補助は実施していない。	35	■継続		
2	自然豊かな大杉谷地域を活用した自然環境の保護・活用の普及徹底及び環境にやさしい町づくり、地域の活性化に資することを目的とする活動団体に対する補助金である。公益性はやや低い。	2	交付先は明確となっており、団体間の不公平もない。	5	自然豊かな大杉谷地域を活用した自然環境の保護・活用の普及徹底及び環境にやさしい町づくり、地域の活性化に資することを目的としているため行政関与の必要性は高い。	2	自然豊かな大杉谷地域を活用した自然環境の保護・活用の普及徹底及び環境にやさしい町づくり、さらに都市との交流と併せて地域の活性化が図られているが、客観的に示すのは難しい。	3	補助金の年度繰越額も少額であり、補助対象経費内に不適切なもの含まれていない。	3	補助率が1/2以下である。	0	団体運営補助である。	3	委託業務とする場合、候補先が1者となることが確実で、公的な積算基準がない。	3	交付先団体の他に、事業の実施可能な団体が町内になく、公募は馴染まない。	3	余剰金や自主財源はない。	5	再補助は実施していない。	31	■継続		
4	当団体は、各競技団体、地区体育協会、スポーツクラブで構成されており、町民のスポーツの振興と競技力向上のため活動している。第2次総合計画に記載がある。	4	町内で唯一の補助対象団体であるが、補助金に関する書類が適切に管理されている。	4	収入を得ることを目的とした団体ではないため、また町民のスポーツの振興と競技力向上のため活動しているため補助が必要。	2	水上カーニバルをはじめ、チャミーマラソンや各地区の町民運動会、スポーツクラブによる各行事を実施。また、町の行事に対する役員職員にも協力していただいているが客観的に示すのは難しい。	4	各行事の参加費徴収の可能性や各競技団体への育成費の金額については、検討が必要。	3	補助率は10/10であるが、第2次総合計画に合理的理由がある。	3	団体運営補助であるが、第2次総合計画に合理的理由がある。	3	団体運営補助であるが、第2次総合計画に合理的理由がある。	3	一部委託も可能である。	3	町内の体育団体の集まりであるため、他に交付先はない。	5	事務局が教育委員会であり、総会資料等も把握している。	0	各地区体協や宮川スポーツクラブへ補助金、各競技団体へ育成費を補助している。	35	■継続
3	少年の心と体の健全な発達のために向け活動している団体であり、少年のスポーツ活動の受け皿として公益性がある。第2次総合計画に記載がある。	3	町内で唯一の補助対象団体であるが、補助金に関する書類が適切に管理されている。	4	収入を得ることを目的とした団体ではないため、また少年のスポーツ活動を支える団体であるため補助が必要。	3	少年の心身の健全な発達に寄与しているが客観的に示すことは難しい。	4	近隣町より少額である。	3	補助率は10/10であるが、第2次総合計画に合理的理由がある。	3	団体運営補助であるが、第2次総合計画に合理的理由がある。	3	団体運営補助であるが、第2次総合計画に合理的理由がある。	5	スポーツ少年団以外の交付先は他にない。	3	事務局が教育委員会であり、支出内容も把握している。	0	スポーツ少年団に加盟している各団体へ育成費を補助している。	34	■継続		

3	ポート競技の振興と発展のため、また他の市町村との交流を深めるため公益性が高い。第2次総合計画に記載がある。	4	水上カーニバルにおいて出場クルーの選考レースを行い決定するため、公平性が高い。	5	大台町代表として参加するため、行政の補助が必要	2	全国交流レガッタに参加することにより、大台町の知名度の向上に寄与。県外から大台町に交流レガッタのために練習にくるチームもあるが客観的に示すのは難しい。	4	実費に対する補助であり、妥当である。	3	補助率は10/10であるが、第2次総合計画に合理的理由がある。	5	団体運営補助ではない	3	実費に対する補助であるため、現状を検討して予算化できる可能性がある。	3	水上カーニバルにおいて、出場クルーの選考レースを行い、決定する	3	教育委員会でバスや宿泊等の手配を行っている。	5	再補助はない。	40	■継続
3	ダム整備による措置であり、地区の子どもたちの健全な心身の発達に寄与する施設の整備に対する補助であり公益性が高い。	4	各区からの要望により実施するため公平性、透明性が高い。	4	プールの整備は高額になるため、区単独での実施は難しい	2	区が整備、管理を実施し、また施設の利用も自主的に運営できているが客観的に示すのは難しい。	4	2/3の補助率であるが、地区の子どもたちが利用する施設であり公益性が高く、妥当である。	0	補助率は1/2超である。	5	団体運営補助ではない	5	小規模修繕であれば、区民の奉仕作業で実施され、塗装等の大規模修繕であっても区の発注であれば業者との交渉(事務手続きの簡素化等)で安価に実施できる。	5	区長からの要望で実施する。	3	当該事業にかかる経費が著しく大きな負担となっていると考えられる。	5	再補助はない	40	■継続
3	全国大会等に出場する選手は、町の活性化や競技力向上に寄与するため、公益性がある。	5	要綱の基準により支給しているため、公平性、透明性が高い。	3	全国レベルで活躍する選手への激励と負担軽減のためであり、必要性がある。	2	全国大会等で活躍する選手を広報誌等でPRすることで町の活性化に寄与しているが、客観的に示すのは難しい。	3	近隣町での同様の補助を実施しているため妥当である。	0	補助率は10/10である。	5	団体運営補助ではない	5	町による直接執行や委託等による支出が困難である。	5	申請により、要綱に照らし合わせ補助を決定する。	3	対象が個人で、財政状況の把握が難しいが、激励金として支給する。	5	再補助はしていない	39	■継続